令和5年

運輸安全マネジメント

株式会社平安自動車

輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

基本方針

- 1. 経営者は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において 輸送の安全の確保に主導的な役割りを果たすとともに、輸送の安全向上に努めます。
- 2. 経営者は現場の声に耳を傾け、状況を踏まえ輸送の安全の確保が最も重要であること を、社員に認識させて参ります。
- 3. 輸送の安全を確保することで、顧客から信頼を得ていく。

令和5年度安全方針

「お客様の安全を第一に! さらに安心を提供できる運転を常に意識すること。」

社内への周知方法

- ・事務所出入口に掲示する。
- ・始業点呼時に安全方針を確認してもらう。

令和5年度 輸送の安全に関する目標

安全目標

(旅客 ・ 貨物)

- 1. 「人身事故を0件に!|
- 2. 「物損事故を0件に! |

安全計画

- 1. 朝礼時の「安全運転の心得」唱和の実施
 - ・安全に対する意識付け。
- 2. 試運転の実施
 - ・乗務回数が少ないため、日頃から車両感覚を養っておく。
- 3. 危険個所に対する事前確認の実施
 - ・初見の配車場所(寺・墓地等)は前日もしくは当日の配車前に確認を済ませておく。
- 4. 安全運転講習を必ず1名を受講させる
 - ・個々の安全運転技術の向上を図る。

輸送の安全に関する情報交換方法

- ・報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図る。
- ・毎朝の15分ミーティングで前日のヒヤリハットや危険個所などを共有し、不参加者の ために、議事録を作成しておき全乗務員が共有できるようにする。
- ・ 事故発生時には会議を開き、ドライブレコーダーを用いて検証を行い、防止対策について 意見交換を行う。
- ・ 月に1回程度、社長と面談を行い、職場環境の問題点や現場での状況など情報交換を行う。

輸送の安全に関する実施計画

- (1) 毎月1回、指導監督指針及び法令で定められた内容のラーニング教育の実施
- (2) 年3回の全国交通安全運動、年1回の交通安全県民運動についての指導
- (3) タイヤチェーンの装着訓練
- (4) ヒヤリハット映像集の視聴会実施
- (5) 自動車事故対策機構の一般適性診断をカウンセリング付きで実施
- (6) 重大事故、災害等に重要なAED救命救急講習の実施
- (7) 安全運転中央研修所にて運転スキルの向上を図る。

ラーニング教育	年12回	月1回×12カ月
交通安全運動の指導	年4回	5月、7月、9月、12月
タイヤチェーン装着訓練	年1回	12月
ヒヤリハット映像集視聴会	年1回	2月
適性診断カウンセリング付き		随時受診
AED救命救急講習	年1回	6月
安全運転中央研修所	年1名	9月

輸送の安全に関する予算額

ラーニング教育	158,400円
安全運転中央研修所	51,200円
適性診断カウンセリング付き	19,200円
作業時の飲料提供	34,780円
ブルートゥース	19,800円
飲酒運転に対する教育用DVD	99,000円
アルコール検知器	155,100円

令和5年度 安全に関する目標達成状況

目標	達成状況
人身事故を0件に! (旅客)	0件
物損事故を0件に! (旅客)	0件
人身事故を0件に! (貨物)	0件
物損事故を0件に! (貨物)	1件(軽微な自損3件)

令和5年度 輸送の安全に関する目標の反省事項

反省事項

- ・ 旅客では人身・物損ともに目標を達成したが、貨物で物損事故1件と軽微な自損事故 3件でした。内容は車庫内での後退時に柱に後部を接触と、狭い箇所での障害物に 接触させたものでした。
- ・コロナにより、AED救命救急講習未実施

反省事項に対する改善方法

後退時では、バックカメラを活用し後方の状況確認を必ず行う。 時間帯や場所により、車両を動かす前に障害物等の有無を必ず確認する。

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

(※) 代表者(経営者)又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検しましょう。また、チェックリストは記録。保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょう。

			前回点後日 年 月 日
			点検日 6年3月/5日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者(経営者)は、法令を守ること、安		
	全を最優先とすることなどの考え方を盛り		
	込んだ安全方針を作っている。		
2	代表者(経営者)及び安全統括管理者は、		
	安全方針を事業者内部に周知している。	0	
3	代表者(経営者)及び安全統括管理者は、		
	安全方針を実現するため、1年ごとに安全		
	目標を定め、その目標を達成するための具		
	体的な取組計画を作っている。		
4	安全運行に努め、安全目標を達成してい		貨物の方で、軽微は自損事故
	ప .	X	对3件高,天。
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決め		
	ている。	0	
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を		
	行った上、自然災害が発生した場合の対応		
	方法(防災の基本方針を含む。)を決めてい	Q	
	ప .		
7	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の		冷和 1年安全運転支援装置付支
	更新・整備や人員の配置等を行っている。	G	パスを2台購入
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社		
	員。職員を指揮。指導し、安全目標の達成	Q	
	に向けた取組を積極的に行っている。	,	
9	安全統括管理者は、代表者(経営者)との		事故防止李貞念で情報を
	連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を	C	入予し報告している。
	集め、代表者(経営者)に報告している。		
10	事業者は、安全管理の実施体制における各		古人隆州·新亚二四至:- · · · · ·
	自の責任。役割を明確に定めている。	0	字金管理規程に明記している

11	事業者は、安全管理の実施体制における各	Q	職勝割炭で、周知してある。
	自の責任。役割は周知している。	9	
12	事業者内部において、輸送の安全に関する		運行管理者による週1回の
	定期的な話し合いを行っている。		会議
13	代表者(経営者)は、社員・職員と直接話		月1回、全員ではなりいか、集合
	す機会を作り、安全に関する指示。指導を		面談を行い意見を聞いて
	したり、社員・職員から意見・要望を聴い	0	Li 3.
	たりしている。		
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意		お客様(からのアンケートで)意見
	見。要望を収集している。	0	等を収集している.
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守し	0	脈鷸規定で定めている。
	て、安全運行している。		
16	安全管理。運行管理に関する事業者で定め		
	る規程が適切に管理されている (必要な部		各類,定あり.
	署への配付。 保管、改廃手続きの適切な実	0	BRR RUIT.
	施と表示)。		
17	(トラックの場合) 委託先事業者の輸送の		
	安全を阻害することをしないようにしてい		参託すし
	る。		
18	安全運行に必要な教育。訓練を定期的に実		
	施している。		
19	代表者(経営者)や安全統括管理者等は、		今年は行長が参加した。
	外部が主催する運輸安全マネジメントに関		7,710.00
	する研修等に参加している(事業者内部の	0	
	教育の受講も含む)。		
20	18 及び 19 の教育・訓練等の実施状況を記		
	録している。	<u> </u>	15.072
21	事故が発生した場合、代表者(経営者)ま		軽微な自慢界故のみなので、
	で事故の情報が現場から報告されるように	0	薬約し 後日報告している。
	なっている。		Total Winds
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行し		事故をした者と再発防止策を制
	ている。	Q	合い、全員で"実行している。
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活		毎日のミーティングできか着金
	用している。	0	で、実有している。
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者		U 11 -211584 SE TO
	自らの事故防止に活用している。	0	メールマがデンの活用

		,	
25	緊急通報。連絡先を少なくとも1年ごとに		変更があった時にのみで"
	見直し、電話番号等に変更がないかどうか	X	定期的には行っていない。
	確認をしている。		
26	21 から 25 の実施状況を記録している。	X	
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交		事故なし.
	通省にしている。(報告が必要な場合)		t .
28	代表者(経営者)は、自然災害が発生した		各地区《遊戲場所至地图
	場合の対応方法(防災の基本方針を含む。)		に起こし、パスに攜行してある
	を自ら又は安全統括管理者に指示するなど	0	
	して、社内に周知している。		
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等に		
	ついて、必要に応じて、想定シナリオを作		
	成し情報伝達訓練や机上シミュレーション		
	等の訓練を実施している。		
30	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回		年度末に歌組みをまとめ、
	は安全の確保に向けた取組状況(安全目		次年度の字全目標、取組み・
	標、安全目標達成に向けた取組、安全管理		計画に反映している。
	の取組体制、情報の伝達体制、事故防止	Q	
	策、教育・訓練等) を点検し、問題があれ		
	ば改善している。		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由。問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況				
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況		
項目26	令和6年4月211京蘇開始	記録事項をおとめてなく。		
項目2月		通信シスプムが機能しなくなることが視定ないる ため、幸務員の判断に奔ぬている。 しかし、あらゆる場面を視定し乗務員に教育する		
		必要がある。		

6年3月15日

署名: 田澤延太